

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律要綱

第一 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律に関する事項

- 1 消費税の収入額に対する地方交付税の率について、以下の措置を講ずること。
 - ① 平成 31 年度から 20.8 パーセント（消費税率換算 1.47 パーセント）とすること。（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律第 4 条関係）
 - ② 平成 32 年度から 19.5 パーセント（消費税率換算 1.52 パーセント）とすること。（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律第 5 条関係）
 - ③ ①の施行期日を平成 31 年 4 月 1 日とし、②の施行期日を平成 32 年 4 月 1 日とすること。（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律附則第 1 条関係）
- 2 地方消費税の税率の 78 分の 22（消費税率換算 2.2 パーセント）への引上げに係る改正規定の施行期日を平成 31 年 10 月 1 日とすること。（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律附則第 1 条関係）

第二 地方税法に関する事項

個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除について、その対象となる家屋の居住年の期限を平成 33 年まで延長すること。（附則第 5 条の 4 の 2、第 45 条関係）

第三 地方税法等の一部を改正する等の法律に関する事項

一 道府県民税及び市町村民税

- 1 法人税割の税率の引下げに係る改正規定の施行期日を平成 31 年 10 月 1 日とすること。（平成 28 年改正法附則第 1 条、第 4 条関係）
- 2 特定寄附金税額控除に係る控除額の変更に係る改正規定の施行期日を平成 31 年 10 月 1 日とすること。（平成 28 年改正法附則第 1 条、第 4 条、第 17 条関係）

二 事業税

- 1 都道府県が、納付された法人の事業税の額の一部に相当する額を、都道府県内の市町村に対し、各市町村の従業者数で按分して交付する交付金（以下「法人事業税交付金」という。）の創設に係る改正規定の施行期日を平成 31 年 10 月 1 日とすること。ただし、

平成 31 年度に限り、市町村に対し交付するものとされる法人事業税交付金は、同年度内に交付しないで、平成 32 年度に市町村に対し交付するものとされる法人事業税交付金に加算して交付するものとする。こと。（平成 28 年改正法附則第 1 条、第 6 条関係）

2 六の 4 に伴い、資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）1 億円超の普通法人の事業税の標準税率の変更に伴う経過措置について、次のとおり見直すこととする。こと。（平成 28 年改正法附則第 5 条関係）

① 資本金 1 億円超の普通法人のうち平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が 40 億円未満の法人について、当該事業年度に係る事業税額が平成 28 年 3 月 31 日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額を超える場合にあっては、付加価値額が 30 億円以下の法人についてはその超える額に 2 の 1 割合を乗じて得た金額を、付加価値額が 30 億円超 40 億円未満の法人についてはその超える額に当該付加価値額に応じて 2 分の 1 から零の間の割合を乗じて得た金額を、それぞれ当該事業年度に係る事業税額から控除する措置を講ずること。

② 資本金 1 億円超の普通法人のうち平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が 40 億円未満の法人について、当該事業年度に係る事業税額が平成 28 年 3 月 31 日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額を超える場合にあっては、付加価値額が 30 億円以下の法人についてはその超える額に 4 分の 1 の割合を乗じて得た金額を、付加価値額が 30 億円超 40 億円未満の法人についてはその超える額に当該付加価値額に応じて 4 分の 1 から零の間の割合を乗じて得た金額を、それぞれ当該事業年度に係る事業税額から控除する措置を講ずること。

三 自動車取得税

1 自動車取得税の廃止に係る改正規定の施行期日を平成 31 年 10 月 1 日とすること。（平成 28 年改正法附則第 1 条関係）

四 自動車税

1 環境性能割の創設に係る改正規定の施行期日を平成 31 年 10 月 1 日とすること。（平成 28 年改正法附則第 1 条関係）

2 平成 29 年 4 月 1 日に施行することとされている、次に掲げる平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間に取得された自動車に係る環境性能割の特例措置に係る規定を削除すること。（平成 28 年改正法第 2 条関係）

① 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る非課税措置

② 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車（以下「路線バス等」という。）のうち、一定のノンステップバスで初回新規登録を受ける

ものに係る課税標準の特例措置

- ③ 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初回新規登録を受けるものに係る課税標準の特例措置
 - ④ 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初回新規登録を受けるものに係る課税標準の特例措置
 - ⑤ 車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制御装置を備える自動車に初回新規登録を受けるものに係る課税標準の特例措置
 - ⑥ 被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認める自動車に係る非課税措置
- 3 現行の自動車税の種別割への変更に係る改正規定の施行期日を平成 31 年 10 月 1 日とすること。(平成 28 年改正法附則第 1 条関係)
- 4 四の 3 に伴い、次に掲げる自動車税の特例措置について、所要の規定の整備を行うこと。(平成 28 年改正法第 1 条の 2 関係)
- ① 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車の税率を軽減する特例措置
 - ② 新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車の税率を重くする特例措置
 - ③ 被災自動車又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認める自動車に係る非課税措置

五 軽自動車税

- 1 環境性能割の創設に係る改正規定の施行期日を平成 31 年 10 月 1 日とすること。(平成 28 年改正法附則第 1 条関係)
- 2 平成 29 年 4 月 1 日に施行することとされている、平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間に取得された被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認める三輪以上の軽自動車に係る環境性能割の非課税措置に係る規定を削除すること。(平成 28 年改正法第 2 関係)
- 3 現行の軽自動車税の種別割への変更に係る改正規定の施行期日を平成 31 年 10 月 1 日とすること。(平成 28 年改正法附則第 1 条関係)
- 4 五の 3 に伴い、次に掲げる軽自動車税の特例措置について、所要の規定の整備を行うこと。(平成 28 年改正法第 1 条の 2 関係)
- ① 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい軽自動車の税率を軽減する特例措置
 - ② 被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと市町村長が認める軽自動車等に係る非課税措置

六 その他

- 1 二の 1 に伴い、地方税の減収に伴う地方債の特例措置に係る改正規定の施行期日を平成 32 年 4 月 1 日とすること。(平成 28 年改正法第 7 条の 2、附則第 1 条関係)
- 2 平成 31 年度及び平成 32 年度に限り、廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法に係る地方債の特例措置を講ずることとし、当該特例措置に係る改正規定の施行期日を平成 31 年 4 月 1 日とすること。(平成 28 年改正法第 7 条、第 7 条の 2、附則第 1 条関係)
- 3 地方税法の改正に伴う地方債の特例措置について、第一の 2、第三の一の 1 及び六の 4 に伴い、法人事業税交付金に係る部分以外の部分に係る改正規定の施行期日を平成 31 年 10 月 1 日とし、二の 1 に伴い、法人事業税交付金に係る部分に係る改正規定の施行期日を平成 32 年 4 月 1 日とすること。(平成 28 年改正法第 7 条、第 7 条の 2、附則第 1 条関係)
- 4 地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止に係る改正規定の施行期日を平成 31 年 10 月 1 日とすること。(平成 28 年改正法附則第 1 条、第 31 条、第 32 条関係)

第四 その他

- 1 自動車税の環境性能割の非課税又はそれぞれの税率を定める規定の適用を受ける自動車及び軽自動車税の環境性能割の非課税又はそれぞれの税率を定める規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車の範囲については、平成 30 年度中に、自動車及び三輪以上の軽自動車に係る環境への負荷の低減に関する技術開発の動向、地方財政への影響等を勘案して見直しを行い、必要な法制上の措置を講ずること。(附則第 2 項関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 3 前記の改正は公布の日(平成 28 年 11 月 28 日)から施行すること。